

24年852項 北海道西岸 一 礼文島、上泊崎 灯台廃止（予告）

上泊崎灯台(航路標識番号 0517番)は、下記のとおり廃止される。

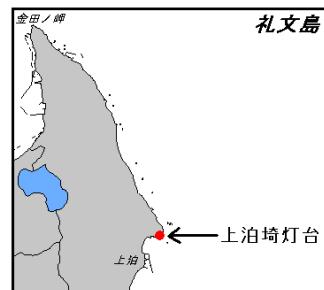
廃止予定日 平成24年12月4日

位 置 45-25-21N 141-03-59E

海 図 W 1 0 4 3

参照書誌 4 1 1

出 所 第一管区海上保安本部交通部



24年853項 北海道西岸 一 礼文島、上泊崎南南西方(東上泊漁港) 灯台光達距離変更（予告）

東上泊港東防波堤灯台(航路標識番号 0517.1番)は、下記のとおり光達距離が変更される。

変更予定日 平成24年12月4日

位 置 45-24-57N 141-03-50E

光達距離 (変更前) 3海里

(変更後) 5海里

海 図 W 1 0 4 3

参照書誌 4 1 1

出 所 第一管区海上保安本部交通部



24年854項 北海道西岸 一 利尻島、沓形港北方 灯台光達距離変更（予告）

栄浜崎灯台(航路標識番号 0528番)は、下記のとおり光達距離が変更される。

変更予定日 平成24年12月5日

位 置 45-12-47N 141-08-01E

光達距離 (変更前) 12海里

(変更後) 13海里

海 図 W 2 1

参照書誌 4 1 1

出 所 第一管区海上保安本部交通部



24年855項 北海道西岸 一 石狩湾港 海底波高計設置

下記位置に、海底波高計が設置されている。

期 間 平成25年3月8日まで

位 置 下記4地点付近

(1) 43-13-45.1N 141-17-13.5E

(2) 43-12-51.5N 141-17-32.2E

(3) 43-12-01.0N 141-16-59.0E

(4) 43-11-45.8N 141-15-33.4E

備 考 期間中、赤白旗及び灯付浮標により設置位置を表示。

期間中、作業船及び潜水士による機器点検作業を実施。

海 図 W 7

出 所 石狩湾港長

